

公益財団法人 埼玉学生誘掖会

第24回（令和8年度）奨学生募集要項

1 応募資格

- (1) 東京都内及びその近郊に所在する大学の学部在学し、学業・心身ともに優良であり、かつ、学費の支弁が困難と認められる者とする。
- (2) 在学大学の推薦を受けた者（この場合でも、出身高校長の推薦を要する。）
- (3) 埼玉県内高等学校長の推薦を受けた者（この場合でも、在学大学の推薦を受けることが条件となる。）
- (4) 埼玉県出身者の子弟（学費を支弁する父兄の本籍又は居所が埼玉県内にあるか、若しくは過去埼玉県内に本籍又は居所があった者）に限る。
- (5) 令和8年度の新入学生に限るものとし、2学年以上への編入者を除くものとする。

2 採用予定数

大学生（短大及び大学院を除き、学部・学科を問わない）5名程度

3 奨学金の額

年額250,000円を年2回（7月及び2月）に分けて給与（返還の必要はない。）する。

4 奨学金の給与期間

- (1) 給与期間は、入学から卒業までの正規の最短修業年限（学部修業年限の4～6年間）を原則とする。
- (2) 大学が休学を認めた場合は、その休学期間中の給与を停止し、その休学理由が真にやむを得ないと本会が認めた場合は、その停止した期間を復学後の残修業年限に加算することができるものとする。
- (3) 留年等による卒業延期の場合は、最短修業年限をもって給与を停止する。
- (4) 退学した場合は、その時点で給与を廃止する。

5 併願・併給の制限

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構との併願・併給は認める。
- (2) 大学が自ら実施する奨学金（特待生等として授業料等を減免する場合を含む。）との併願・併給は認める。
- (3) 地方公共団体、公益法人、その他の団体又は個人が実施する奨学金の場合で、本会と類似する形態の併願・併給は原則として認めない。

6 申込み方法

- (1) 奨学生願書（本会所定用紙）
- (2) 小論文（テーマ「大学で学びたいこと」について、2,000字以内）
- (3) 在学学長又は学部長の推薦書（書式・様式任意）
- (4) 出身高校長の推薦書（書式・様式任意）
- (5) 在学証明書（大学の所定様式）
- (6) 高等学校卒業時の調査書（高校の所定様式）
- (7) 保護者の前年度収入金額及びその証明書（給与の源泉徴収書又は所得税確定申告書若しくはこれらに準ずる所得の証明書）
- (8) 締切日 令和8年5月31日必着（本会への必着日であるので、大学窓口への提出期限を確認すること）

7 選考と採用

- (1) 審査は書類及び面接を行って選考する。。
- (2) 採用は、選考委員による選考会議を経て理事会で決定する。
- (3) 採否の結果は、9月末までに在学大学経由で連絡する。

8 行事への参加

奨学金受給者は、本会が実施する奨学生との懇談会及び研修会等（併せて年2～3回実施）に出席させる。

なお、地方大学の場合であっても、原則として本会行事への出席を求める。

9 その他

- (1) 奨学金受給者には、毎年、修学状況についての報告を求め、かつ、成績証明書を提出させる。
- (2) 奨学金受給者は、本会のOB会である「埼玉学生誘掖会舎友会」に入会する。
- (3) 応募関係書類は、一切返還しない。

10 連絡先

102-0074 東京都千代田区九段南3-9-11 マートルコート麹町305号室
公益財団法人 埼玉学生誘掖会 理事兼事務局長 山城博光
電話・FAX 共通：03-3262-6013
E-メールアドレス：sadohara@saitama-yueki.or.jp
ホームページ：<http://www.saitama-yueki.or.jp>